

<別紙1>行政指導の判断フロー

監督処分を検討するにあたり、このフローにあてはめた上で、法第71条の規定による口頭注意、文書注意、勧告、助言等を検討する。なお、特段の事情がある場合、当該フローに従わずに監督処分の検討を行うことを妨げない。

処分を検討している案件について、下記1～3に該当するかどうか順に確認する。

↓
↓

1 以下の要件を全て満たしているか

- (1) 明確な違反がないこと
- (2) 適正な不動産取引を実現するため、監督者としての考えを示す必要があること

↓ 満たさないものがある

↓ 全て満たす

↓

「助言」を行う

↓

2 以下の要件を全て満たしているか

- (1) 特定の被害者がいないこと
- (2) 違反が既に是正済又は速やかな是正が期待できること

↓ 満たさないものがある

↓ 全て満たす

↓

「文書注意」を行う

↓

※特段の事情があれば「口頭注意」まで軽減

↓

3 以下の要件を全て満たしているか

- (1) 違反が是正済み又は速やかな是正が可能だが、再発防止等の指導が必要であること
- (2) 勧告以上の処分が5年以上ないこと

↓ 満たさないものがある

↓ 全て満たす

↓

「勧告」を行う

↓

ここまで行政指導

ここから監督処分

↓

↓

監督処分の検討へ